

個人住民税に係る特別徴収の実施確認について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）納入する制度です。（地方税法321条の4）所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、個人・法人を問わず、個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

南薩地区衛生管理組合では、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており平成29・30年度の入札参加資格審査申請においても、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の実施確認をすることにしました。

このことから、入札参加資格審査申請の際には個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書（以下「実施確認・誓約書」という。）の提出が必要になります。

1 特別徴収事業所である場合

実施確認・誓約書の1の欄にチェックし、直近の領収証書の写しを貼付し、入札参加資格審査申請書等と合わせて、南薩地区衛生管理組合へ提出してください。

※1に該当する時は、南さつま市税務課での確認は不要です。

2 南さつま市内に事業所がなく、かつ居住する従業員もいない場合

実施確認・誓約書の2の欄にチェックし、入札参加資格審査申請書等と合わせて、南薩地区衛生管理組合へ提出してください。

※2に該当する時は、南さつま市税務課での確認は不要です。

3 特別徴収事業所であるが、領収証書の写しがない場合

実施確認・誓約書の3の欄にチェックし、南さつま市税務課の確認印を受けて、入札参加資格審査申請書等と合わせて、南薩地区衛生管理組合へ提出してください。

4 特別徴収義務のない場合

実施確認・誓約書の4の欄にチェックし、南さつま市税務課で「特別徴収の義務がないこと」の確認印を受けて、入札参加資格審査申請書等と合わせて、南薩地区衛生管理組合へ提出してください。

5 特別徴収義務があるが実施していない場合

実施確認・誓約書の5の欄にチェックし、特別徴収を開始する時期（年月）を記入し、その「誓約」を行ってから、南さつま市税務課の確認印を受けて、入札参加資格審査申請書等と合わせて、南薩地区衛生管理組合へ提出してください。

なお、次回の申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は申請できない場合もあります。